別記様式第八（乙の１）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市町経由

水利使用に関する河川法第23条の許可又は法第24条、法第26条第１項若しくは法第27条第１項の許可（法第23条の２の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （水利使用）１　河川の名称２　水利使用の目的　３　取水口、注水口又は放水口の位置４　取水量等５　取水の方法６　工作物及び土地の占用

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称又は種類 | 工作物の位置又は占用の位置 | 工作物の構造又は能力 | 占用面積 | 摘要 |
|  |  |  |  |  |

７　土地の掘さく等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 場所 | 土地の面積 | 摘要 |
|  |  |  |  |

８　水利使用の期間９　工期 |

**備考**

１　「水利使用の目的」については、水利使用に係る事業のための施設の総体又は代表的な施設の名称を付記すること。

２　「取水量等」の記載については、次のとおりとすること。

(1) 取水量及び使用水量の単位は、立方メートル毎秒（一日最大取水量、一日最大使用水量、年　　間総取水量及び一日平均取水量にあっては、立方メートル）とすること。

　(2) 発電のためにする水利使用にあっては、最大取水量及び常時取水量のほか、総落差及び有効落差並びに最大理論水力及び常時理論水力を記載し、かつ、最大出力、常時出力及び常時尖頭出力を付記すること。

(3) かんがいのためにする水利使用にあっては、しろかき期その他の期間別の最大取水量（最大取水量に86,400秒を乗じて得た量と一日最大取水量とが異なるときは、最大取水量及び一日最大取水量）を記載し、かつ、かんがい面積を付記すること。

(4) その他の水利使用にあっては、最大取水量及び一日最大取水量（一定の期間ごとに最大取水量又は一日最大取水量が異なるときは、その期間別の最大取水量及び一日最大取水量）を記載し、かつ、水道のためにする水利使用にあっては、給水人口を付記すること。

(5) 取水量と使用水量とが異なるときは、使用水量をあわせて記載すること。

(6) 年間総取水量又は一日平均取水量を定めて水利使用を行うときは、これを記載すること。

(7) ダムによる流水の貯留を利用して取水するときは、その旨並びに当該ダムの名称、位置及び設置者の氏名（法人にあつては、その名称）を記載すること。

(8) その他責任放流等の水利使用の条件があるときは、これを記載すること。

３　「工作物及び土地の占用」の記載については、次のとおりとすること。

(1) 「占用面積」の欄には、河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理す　る土地を除く。）の占用面積を記載すること。

(2) 「摘要」の欄には、新築、改築又は除却の別その他参考となるべき事項を記載すること。

(3)　河川保全区域内の土地において工作物を新築または改築する場合は、「摘要」の欄に(2)で　規定する事項のほか、河川保全区域内の行為である旨明記すること。

４　「土地の掘さく等」の記載については、次のとおりとすること。

(1) 河川区域内の土地における土捨場の設置、土地の掘さくその他の形状を変更する行為（工作　物の新築、改築又は除却のためにするものを除く。）及び竹木の栽植又は伐採について記載す　ること。

　(2) 「摘要」の欄には、捨土量、掘さく土量等を記載すること。

(3)　河川保全区域内の土地において土地の形状を変更する場合は、「摘要」の欄に(2)で規定す　る事項のほか、河川保全区域内の行為である旨明記すること。

５　許可を受けた事項の変更の許可の申請にあっては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

**添付書類**

１　次に掲げる事項を記載した図書

イ　水利使用に係る事業の計画の概要

　ロ　使用水量の算出の根拠

　ハ　河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算

　ニ　水利使用による影響で次に掲げる事項に関するもの及びその対策の概要

 　(ｲ) 治水

　 (ﾛ) 関係河川使用者（法第28条の規定による許可を受けた者並びに漁業権者及び入漁権者を除　　　 く。）の河川の使用

(ﾊ) 竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航

(ﾆ) 漁業

(ﾎ) 史跡、名勝及び天然記念物

　ホ　法第44条第１項のダムを設置するときは、貯水池となるべき土地の現況及び当該ダムによる流水の貯留により損失を受ける者に対する措置の概要

２　工作物の新築、改築又は除却を伴う水利使用の許可の申請にあっては、工事計画に係る河川法施行規則第11条第２項第２号の表に掲げる図書（法第26条第１項の許可の申請が含まれていないときは、工事計画の概要を記載した図書）

３　法第38条ただし書の同意をした者があるときはその同意書の写し並びに同意をしない者があるときはその者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）並びに同意をするに至らない事情を記載した書面

４　河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地、施設若しくは工作物を使用して水利使用を行う場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物を改築し、若しくは除却して水利使用を行う場合にあっては、その使用又は改築若しくは除却について申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面

５　水利使用に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面

６　河川法施行規則第39条ただし書に該当するときは、同条ただし書の理由及び同条本文の規定により同時に行うべき他の許可の申請の経過又は予定を記載した図書

７　その他参考となるべき事項を記載した図書